

2025 年 10 月

お客様 各位

田中貴金属工業株式会社

「マイナンバー（個人番号）」ご提供のお願い

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

事業者が所轄税務署へ提出する「支払調書」には『支払いを受ける者』のマイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けられております。

これに伴い、店舗における 200 万円を超える個人の売却取引については、下記のとおりマイナンバー（個人番号）のご提供を必須とさせていただきます。

なお、ご提供いただいたマイナンバー（個人番号）は、番号法に基づき、支払調書作成の目的に限り利用し、適切に保管・管理いたします。利用目的が達成された後は、法令に従い適切に廃棄いたします。

ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

■対象取引

200 万円を超える個人の売却取引

（金地金、プラチナ地金、金貨、プラチナコインの売却取引）

■マイナンバー（個人番号）確認方法

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（発行から 3 カ月以内）
本人確認書類と照合し、ご本人のマイナンバー（個人番号）であることを確認させていただきます。

■実施開始日

2026 年 4 月 1 日(水)